



LONG AN IP & Business NEWSLETTER

2013 年 NO09 総 51 期

目 次

IP ニュース

- 中国の国家革新競争力が 8 位を占めている
- 最高検:知的財産権侵害の典型 10 大事件が発表された
- 工信部:八大分野の産業における重要な共通技術が明らかになった
- 改正商標法が 2014 年 5 月 1 日より施行
- 第五回中日意匠制度シンポジウムが北京で開催された

ビジネスニュース

- 文化産業の経済成長への寄与率が 5.5%に達した

新法速達

- 合格国内機構投資者の海外証券投資の外貨管理規定
- 養老サービス産業の加速発展に関する若干意見
- 新エネルギー車使用普及業務の継続実施に関する通知
- 営業税の増値税徴収変更テストの越境課税サービスの増値税免税管理弁法(試行)

IPニュース

中国の国家革新競争力が 8 位を占めている

9月4日、中国社会科学院により、2013年「G20 国家革新競争力発展報告」が発表された。報告によると、米国、日本、ドイツが G20 革新競争力ランキングの上位 3 位を占め、中国が 8 位になった。中国は上位 10 位に入った唯一の発展途上国である。また、中国は、BRICS 諸国において 1 位で、アジア地域においては、日本と韓国に続いて 3 位を占めている。



全文: <http://www.nipso.cn/onevs.asp?id=18779>

最高検: 知的財産権侵害の典型 10 大事件が発表された

先日、最高人民検察院の調査監督庁が、知的財産権侵害の典型 10 大事件を發布した。

10 大事件には、著作権侵害、登録商標標識の不法印刷・販売、登録商標冒用商品の販売、営業秘密侵害など、知的財産権侵害に関する多数の犯罪が含まれる。そのうち、約 8 割の事件は商標権侵害に関している。

全文: <http://www.nipso.cn/onevs.asp?id=18845>

工信部: 八大分野の産業における重要な共通技術が明らかになった

先日、工信部が『産業における重要な共通技術発展指南(2013 年)』を印刷公布した。

該指南によって、優先発展の省エネ及び資源综合利用、原材料、装備製造、消費品工業、電子製造業、ソフト及び情報技術サービス業、通信業、情報化及び生産性に関するサービス業など八つの分野、合計 261 項の技術が明らかになった。

全文: <http://www.nipso.cn/onevs.asp?id=18892>

改正商標法が 2014 年 5 月 1 日より施行

8月30日、第十二回全国人民代表大会常務委員会第四回会議において、「全国人民代表大会常務委員会の『中華人民共和國商標法』改正に関する決定」が採択された。改正「商標法」は 2014 年 5 月 1 日より施行される。

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

新しい「商標法」の規定によると、以下 4 つの面で改正が行われた。「1.コマーシャルに著名商標を使用することは禁止。2.賠償金の上限が 300 万人民币元に引き上げられる。3.音声商標が登録できる。4.商標登録の審査期間が明らかに規定される。」

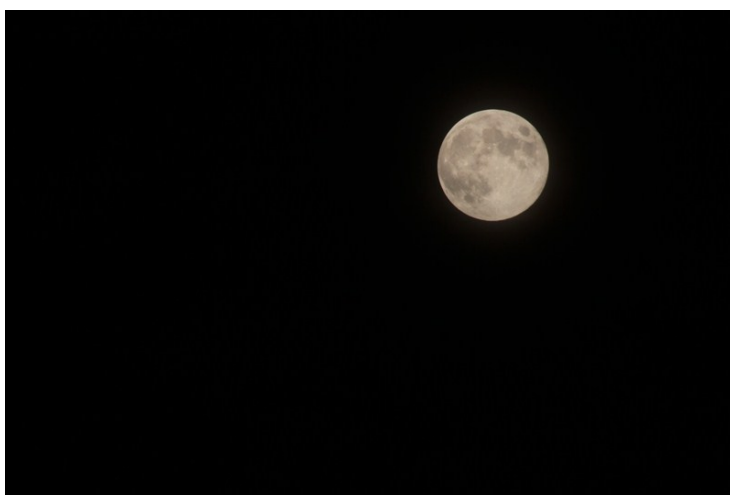
全文：<http://www.nipso.cn/nipsolist.asp?classid=1&boardname=重要新闻&page=5>

第五回中日意匠制度シンポジウムが北京で開催された

9 月 4 日、第五回中日意匠制度シンポジウムが北京で開催された。

本シンポジウムにおいて、中日意匠制度の最新状況及び意匠審査に関するホットな課題などについて、深く意見を交わした。外国が在中出願した意匠件数において、この 5 年間、日本が第 1 位となっている。2013 年 7 月 31 日までに、国家知識産権局特許局の意匠審査部により受理された評価報告請求件数は 1929 件で、完成した評価報告は 1698 件である。

全文：<http://www.cnpat.com.cn/show/news/NewsInfo.aspx?Type=H&NewsId=4805>



ビジネスニュース

文化産業の経済成長への寄与率が 5.5%に達した

8 月 28 日、国家統計局が、2012 年の中国文化産業発展状況を発表した。

発表によると、2012 年の中国文化産業関連法人の付加価値額は、昨年同期比 16.5%増となって、1 兆 8071 億人民元に達した。これにより、

文化産業の 2012 年中国経済成長への寄与率が 5.5%になった。

全文：<http://www.nipso.cn/onews.asp?id=18947>

新法速達

合格国内機構投資者の海外証券投資の外貨管理規定

国家外貨管理局が 8 月 27 日、21 日に公布の『合格国内機構投資者の海外証券投資の外貨管理規定』を正式発表した。

規定は関連の外貨管理プロセスを取り消し、又は簡易化し、合格国内機構投資者 (QDII) の外貨管理政策に対して合併と整合を行い、主に下記内容を含めることを明らかにした。

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

1. 資金の送金入金通貨制限を取り消し、国内機構の海外証券投資の資金源を拡大する。
 2. 外貨の決済、購入審査を取り消し、限度額申請の書類を簡易化する。
 3. 限度額の管理要求を統一し、各級の合格機構の海外証券投資に対して残額管理を統一に実行し、即ち海外証券投資の純送金額が批准された限度額を超えない。
 4. 統計観測を強化し、電子化情報手段を十分に運用し、証券投資項目以下の国境を越える資金流れの統計と事後監視を強化し、国境を越える資金の流動リスクを防止する。
- また、規定の実施は、合格国内機構の海外証券投資の便利化の促進に有利であり、国内機構と個人の海外証券等の投資需要を更に満足すると明かされた。

http://www.gov.cn/gzdt/2013-08/27/content_2475305.htm

養老サービス産業の加速発展に関する若干意見

国務院が9月13日、6日に公布の『養老サービス産業の加速発展に関する若干意見』を正式発表した。

意見により、各地は城郷計画の布局要求に基づき、各級の養老機構の建設を一括し、

資本金、場所、人員等方面で社会が養老機構を設立する条件を更に引き下げ、手続を簡易化し、プロセスを規範し、情報を公開し、行政許可と登記機関はその経営と活動範囲を承認し、社会資本が養老機構を設立するために便利なサービスを提供しなければならないこと、海外資本を奨励



して養老サービス産業を投資し、民間資本を奨励して企業工場、商業施設及びその他利用できる社会資源に対して整合と改造を行い、養老サービスのために使用することを明らかにした。

全文: <http://www.mca.gov.cn/article/zwgk/mzyw/201309/20130900518493.shtml>

新エネルギー車使用普及業務の継続実施に関する通知

財政部、科学技術部、工業情報化部、発展改革委員会の4部・委は9月17日、『新エネルギー車使用普及業務の継続実施に関する通知』(以下、同通知)を共同発表した。

2013年度の新エネルギー車使用普及助成金支給基準は、航続距離250キロ以上の電気自動車(EV)は1台当たり6万元、航続距離50キロのプラグイン・ハイブリッド車(航続距離延長型を含む)は1台当たり3万5000元であり、2014-2015年、EV(乗用車)、PHV(航

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部188室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

続距離延長型を含む)、EV 専用車、燃料電池車の補助基準を、2013 年の基準より 10%・20% 下がり、EV 路線バス、PHV(航続距離延長型を含む)路線バスの基準は変更しないことが明らかにされた。

全文: http://jjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/tongzhigonggao/201309/t20130916_989833.html

営業税の増値税徴収変更テストの越境課税サービスの増値税免税管理弁法(試行)

国家税務総局が近日、9 月 13 日に公布の『営業税の増値税徴収変更テストの越境課税サービスの増値税免税管理弁法(試行)』を正式発表した。

『全国における交通運輸業と一部の現代サービス業に対する営業税の増値税徴収変更テスト税収政策の展開に関する通知』(財税「2013」37 号)の添付 4『課税サービスの増値税零税率と免税政策の適用規定』が規定する原則に基づき、弁法は各項の免税サービスの範囲を細分化し、個別判定する際に紛争を起す可能性のある状況に対して、更に明確にすることを明らかにした。



<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12379541.html>